

## 平成28年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査〔確定値〕

## 調査結果の概要1（公立学校分）

## ■ 主な調査結果の前年度比較（下線部については、速報値からの変更箇所）

項目（調査対象）	28年度	27年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	8,195 件	7,277 件	918 件 増加
いじめの認知件数 いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	14,375 件 81.3%	7,916 件 76.9%	6,459 件 増加 4.4 ポイント増
小・中学校長期欠席者数 (公立小・中学校)	<u>15,081 人</u>	13,832 人	<u>1,249 人 増加</u>
うち、小・中学校不登校 児童・生徒数	10,417 人	8,936 人	1,481 人 増加
高等学校長期欠席者数 (公立高等学校)	7,192 人	6,727 人	465 人 増加
うち、高等学校不登校 生徒数	2,556 人	3,183 人	627 人 減少
中途退学者数 (公立高等学校)	2,856 人	2,753 人	103 人 増加

\* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

## ■ 目次

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 9
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 9
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 10
VI 暴力行為、いじめ、不登校 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 12
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 14
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教委）	・・・ 15
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 17
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 20
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 21
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 21
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 22
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 22
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 23

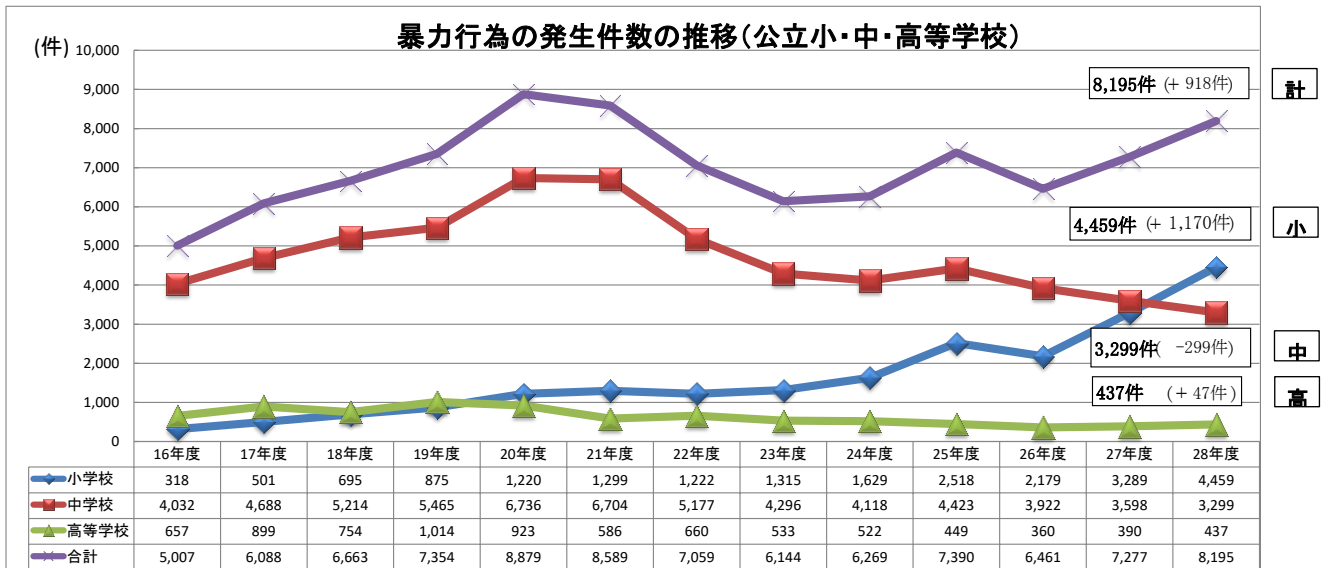
平成30年2月

神奈川県教育委員会

# I 暴力行為について（神奈川県公立小・中・高等学校）

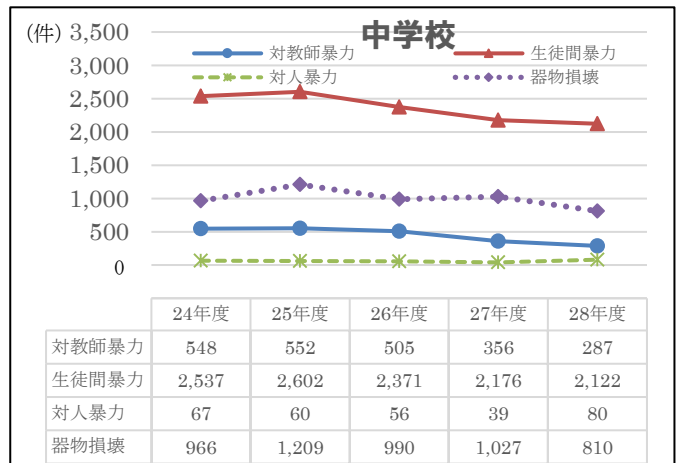
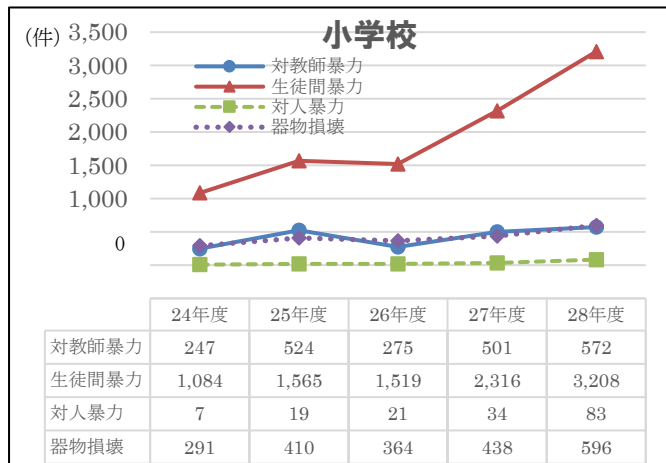
## 小学校における暴力行為が増加しました

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件】



公立小・中・高等学校における平成28年度の暴力行為の発生件数は、前年度より918件増加し8,195件でした。小学校は、前年度より1,170件増加し4,459件で、中学校は、299件減少し3,299件でした。また、高等学校は、前年度より47件増加し437件でした。

## 小学校における生徒間暴力に増加傾向がみられます



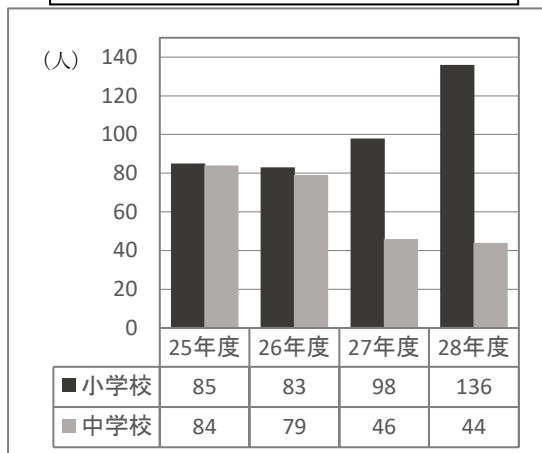
小学校の暴力行為の形態別内訳では、特に**生徒間暴力**が前年度の2,316件から3,208件と急増し、全体の72%を占めています。一つの要因として、児童間のささいなけんかも「暴力行為」として捉え、きめ細かな指導にあたるようになったことが考えられます。

自分の思いを上手に伝えたり、相手の思いや立場を理解したりするなどのコミュニケーションスキルを高め、児童間の豊かな人間関係づくりをすすめるとともに、指導の場面にロールプレイを取り入れるなど、トラブルの解決方法を身に付けさせる指導の工夫をしていくことが大切です。

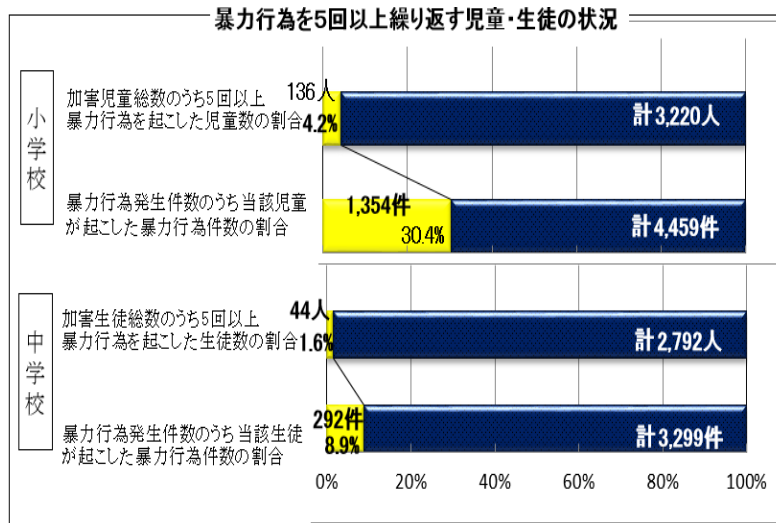
中学校の暴力行為の発生件数は、平成26年度から減少傾向が続いています。これは生徒全体への規範意識を高める指導や生徒一人ひとりに寄り添う指導等を、各学校の教職員がチームとして組織的にやっている結果であると考えられます。

小学校では、暴力行為を5回以上繰り返す児童が起こした件数の割合が、全体の30.4%を占めています

暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒数(公立小・中学校)



暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況



暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数について、小学校では38人増加して136人、中学校では2人減少して44人となっており、小学校で急増しています。また、小学校では、暴力行為を5回以上繰り返す児童が起こした件数の割合は全発生件数の30.4%となっています。

暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、「自分の行為に対してしっかりと向き合う指導」「友人関係を改善するための指導」を基本としながら、「意欲をもって活動できる場の用意」や「個別の学習支援」「当該児童が抱える課題に応じた関係機関との連携」等の様々な視点から児童・生徒の意欲の向上や居場所づくり、自己肯定感の醸成等につながる指導をねばり強く続けることが大切です。

## 暴力行為に至らない人間関係づくりに向けて

### ◎自分の人権とともに他の人の人権も尊重する心を育むことが大切です。

一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権をもっていることを理解し、自分の人権とともに他の人の人権も尊重する心を育むことが大切です。

### ◎温かい人間関係の中で豊かな心を育むことが大切です。

家庭での会話、教員と児童・生徒との関係、児童・生徒同士の関わり、地域とのふれあいなど、子どもが温かい人間関係の中で、他の人から認められ、また他の人の思いや考えを認め、温かく関わり合う経験を積み重ねることが、豊かな心を育むことにつながります。

### ◎毅然とした対応の中にも子どもの心に寄り添う教育的指導が大切です。

暴力行為は犯罪です。そのことを児童・生徒にしっかりと伝えることが必要です。その指導を行うためには、行為に至った児童・生徒の背景を理解し、心に寄り添った関わりを持つことが基盤となります。

### ◎組織的な指導・支援が大切です。

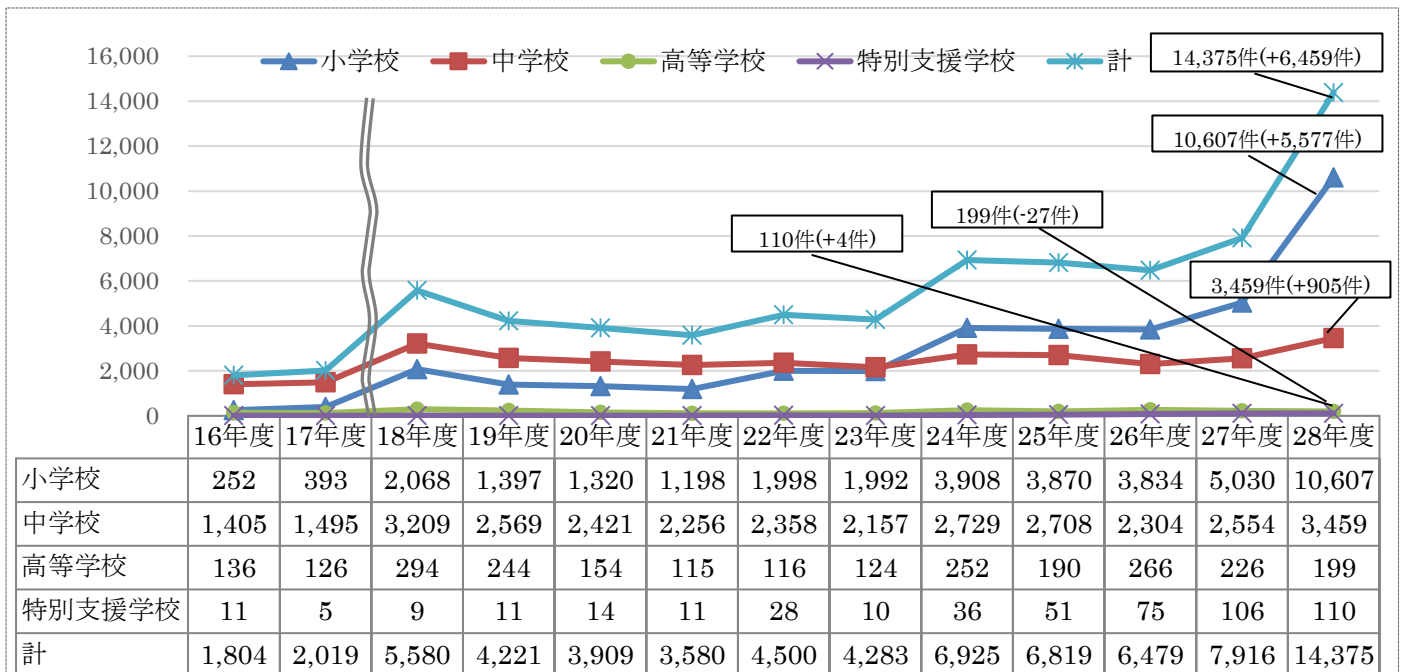
暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、1人の教員で指導するのではなく、早い段階からスクールカウンセラー等も含めた学校全体でチームとして対応し、警察・児童相談所等の関係機関とも積極的に連携して、指導・支援を継続的に行うことが大切です。

## Ⅱ いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

### いじめの認知件数が大幅に増加しました

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件】

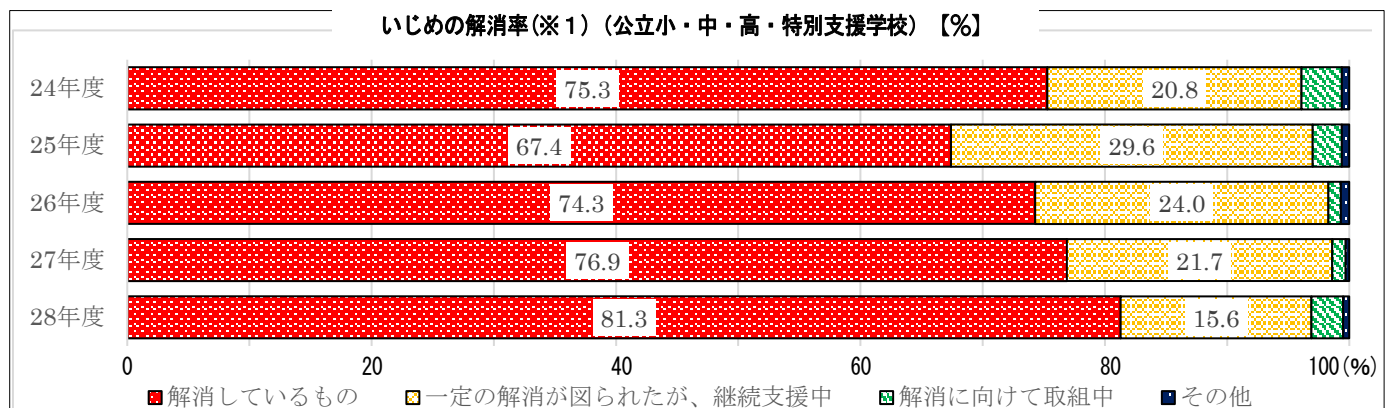
\*18年度にいじめの定義が変更された



公立小・中・高・特別支援学校における平成28年度のいじめの認知件数は、前年度より6,459件増加し、14,375件でした。増加の要因の一つとして、国によりいじめの認知に関する考え方が詳細に示され、各学校が、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、積極的に認知するようになったことが考えられます。

小学校は、前年度より5,577件増加し10,607件で、中学校は、905件増加し3,459件でした。また、高等学校は、前年度より27件減少し199件で、特別支援学校は、4件増加し110件でした。

### 認知されたいじめの解消した割合が増加しました



平成28年度からは「解消しているもの」の定義※2が新たに示され、項目も「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3つ※3となりました。「解消しているもの」の定義が28年度に示されたため、単純に比較はできませんが、年々「解消しているもの」の割合が高まっています。

※1 いじめの解消率：いじめの認知件数のうち、「解消しているもの」の件数が占める割合

※2 解消している状態(解消しているもの)：

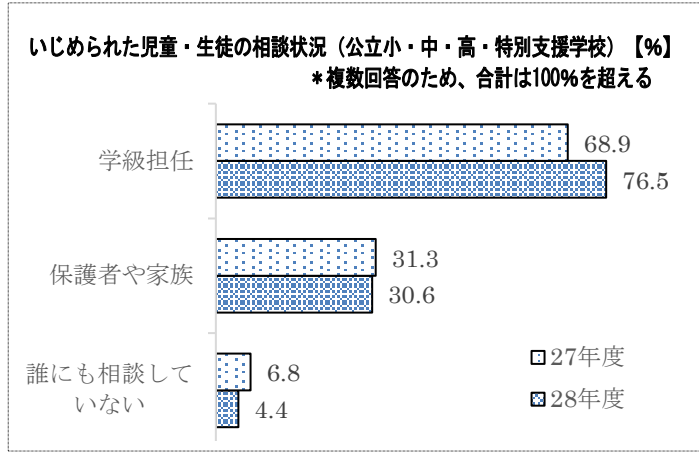
- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。
- ②被害児童・生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できる。

※3 県の独自調査では28年度まで「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目を付加

## 相談しやすい環境づくりの取組から、学級担任に相談する割合が高くなっています

いじめられた児童・生徒の相談状況において、どの校種でも「学級担任」に相談する割合(76.5%)が最も高くなっています。また、「いじめの発見のきっかけ」も「学級担任が発見」の割合(20.8%)が全国で3位と高くなっています。学級担任による普段からの細やかな児童・生徒の観察と「相談しやすい環境づくり」がいじめの早期発見、早期解決へつながっています。

なお、「誰にも相談していない」児童・生徒の割合は減ったものの、まだ4.4%あります。引き続き「SOSの出し方」や「相談してよいこと」等を繰り返し伝えていくことが必要です。

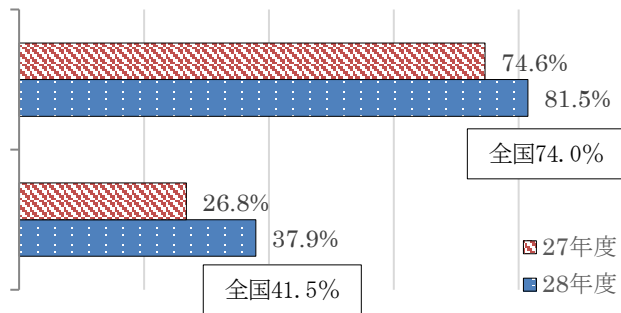


## いじめ防止に向けた児童・生徒主体の取組とともに、地域との協働も進んでいます

### いじめに対する日常の取組(全体に占める取り組んでいる学校の割合)(公立小・中・高・特別支援学校)【%】

児童生徒会活動を通じて、いじめ問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。

P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会をもうけた。



「児童・生徒会活動等、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進」し、児童・生徒が、いじめを「自分たちの問題」としてとらえ、自ら主体的に考え、行動するための取組が進んでいます。

また、学校とP T A・地域等による「いじめの問題について協議する機会を設ける取組」が進みました。「いじめは社会性を身に付ける途上にある児童・生徒が集団で活動する場合、起こりうるものであり、早期に対応することが重要であること」や、「学校のいじめに対する取組や基本方針等について共通理解を図る取組」を、今後も充実させていくことが大切です。

## ～いじめ防止対策の推進に向けて～

県・市町村教育委員会の教育長は、平成29年2月9日、次の事項を申し合わせ、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を推進しています。

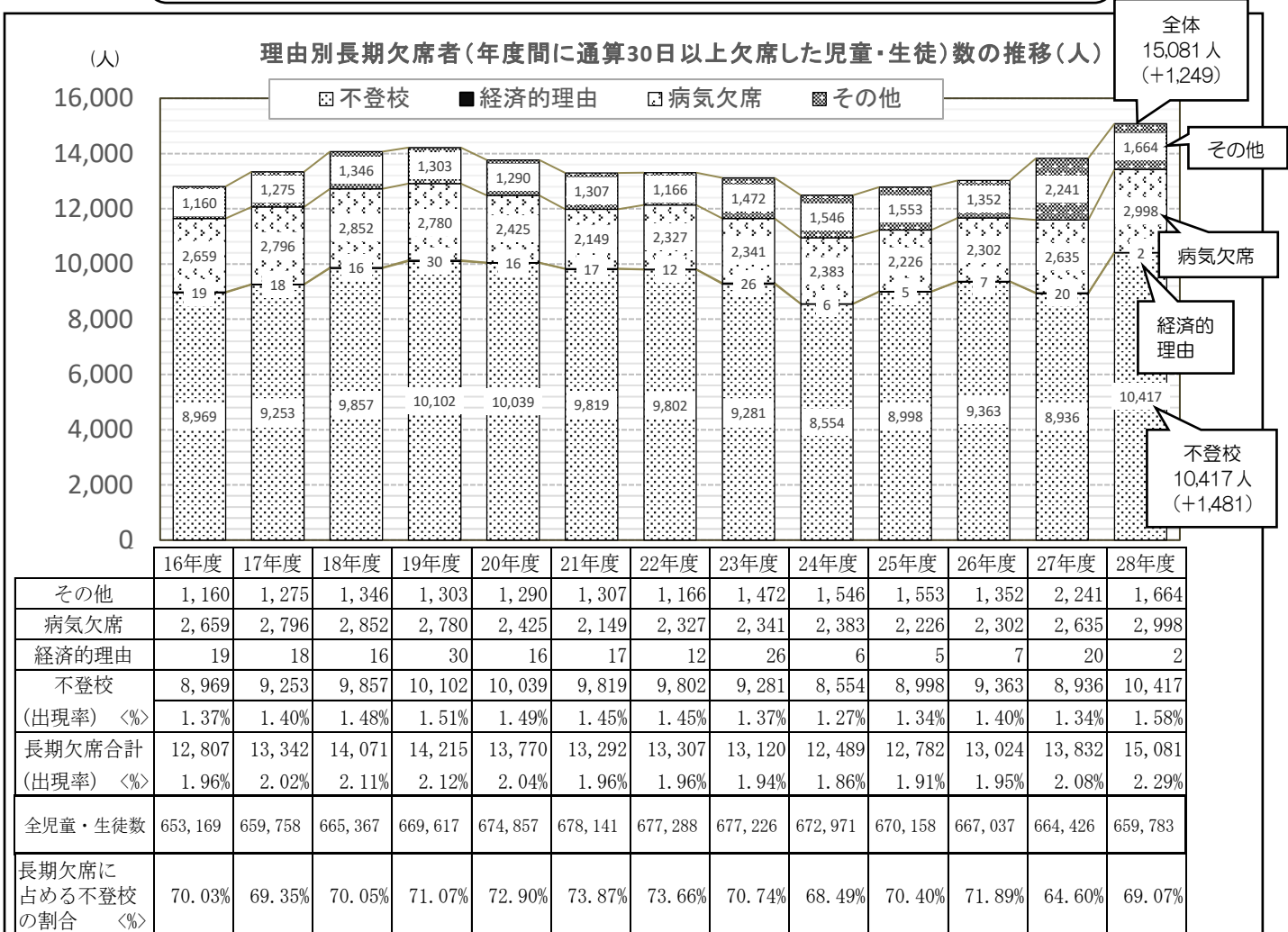
- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取組を進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組を進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組を進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組めます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるように取り組めます。

県教育委員会では、この申し合わせ事項を踏まえ、保護者や地域の方々に、いじめ防止への理解をより深めていただけるように啓発リーフレットを作成し配布をしています。今後も「すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」という姿勢で、学校・家庭・地域の協働で、子どもたちを守り、育てていくと共に、学校では、児童・生徒が積極的に関わるいじめ防止の取組を推進していきます。

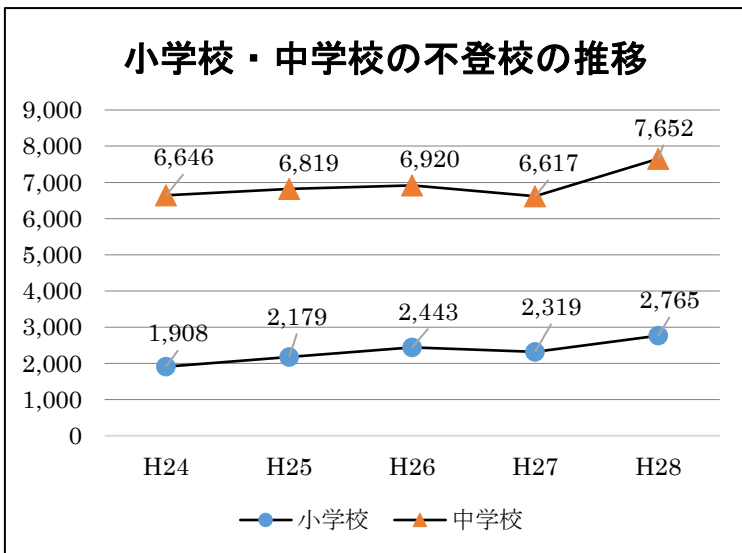


### Ⅲ 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

**長期欠席者数（30日以上）全体が増加し  
そのうち不登校児童・生徒数も増加しました**



公立小・中学校における平成28年度の長期欠席者数（30日以上）は、前年度より1,249人増加し、15,081人でした。そのうち、不登校児童・生徒数は、1,481人増加し、10,417人でした。理由別に見ると、「不登校」「病気欠席」が増加し、「経済的理由」「その他」が減少しました。

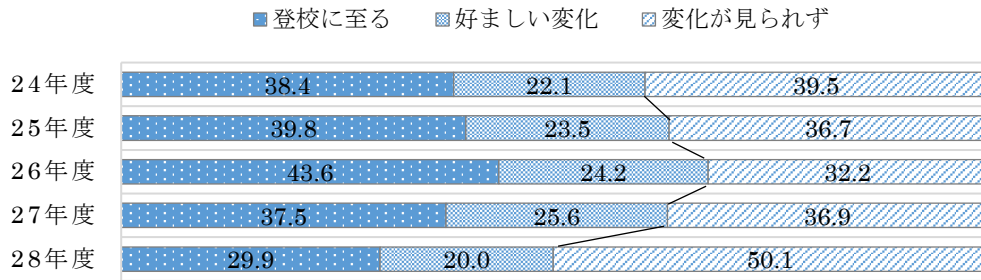


平成28年度の不登校児童・生徒数は、小学校では446人増加し2,765人に、中学校では1,035人増加して7,652人となり、共に大きく増加しています。

増加の要因の一つとして、平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、**不登校を問題行動と捉えず、環境によっては誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うようになったことが考えられます。**

## 不登校の改善率が低下しています

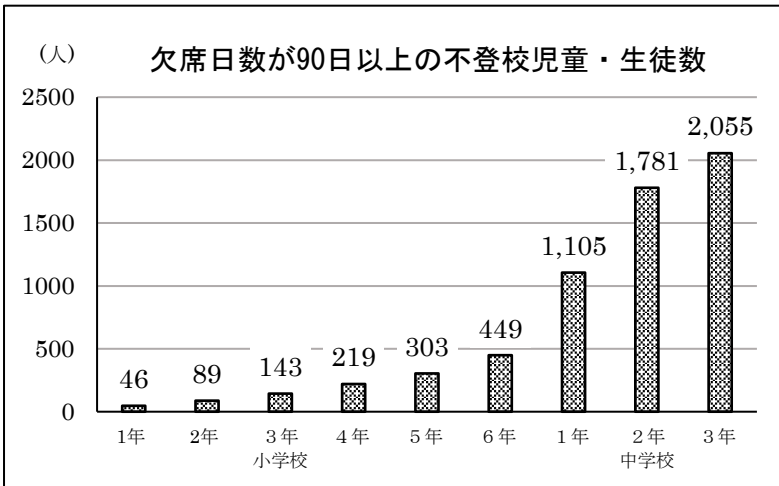
### \*不登校児童・生徒の改善率【%】



不登校児童・生徒の改善率は、「登校に至る」「好ましい変化が見られた」の合計で捉えると、前年度より、13.2ポイント減少し、49.9%でした。

\*不登校の改善率：不登校の児童・生徒のうち「指導の結果登校できるようになった」と「登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」をあわせた数値

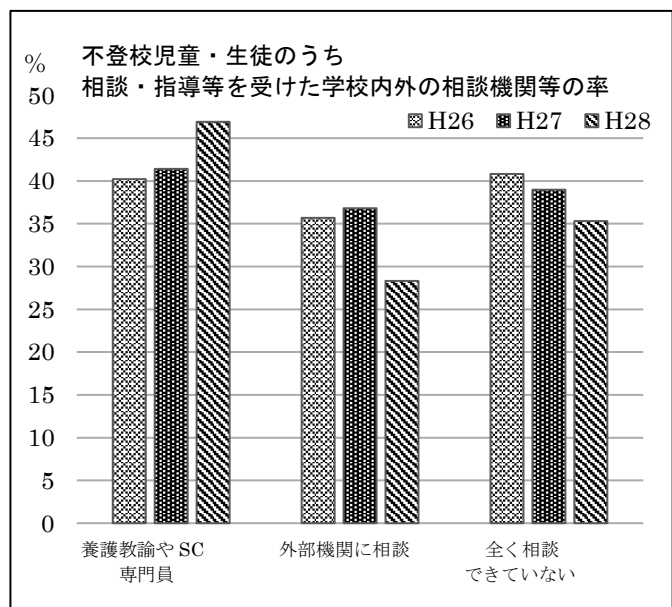
## 不登校児童・生徒には、保護者や関係機関とのチームによる継続した支援が必要です



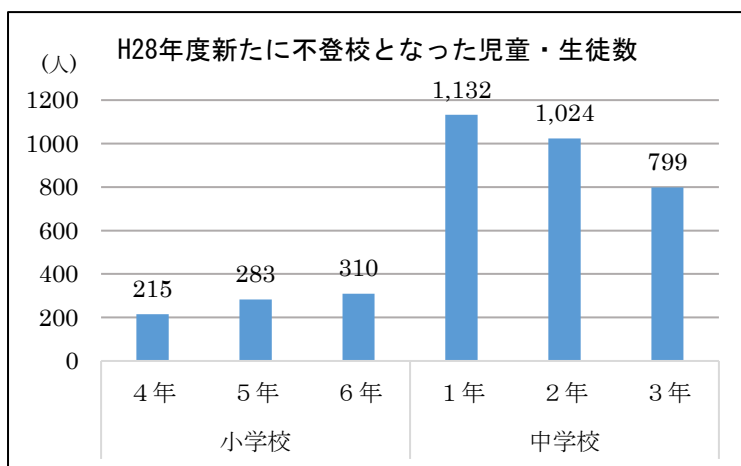
不登校は、学年が上がるにつれ、長期化する傾向があります。そこで、児童・生徒が抱えている課題に寄り添い、状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等との組織的・計画的な支援等について連携・分担する、**多職種による「チーム学校」としての体制づくり**が必要です。さらに、福祉、医療等の関係機関と連携しながら、支援を粘り強く続けていくことが重要です。

児童・生徒の不登校支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、**児童・生徒が将来に向けて、自分の進路を主体的に考えることができるようになることが大切です**。それには保護者も含めて**孤立化させないための支援体制づくり**が必要です。

学校内における専門的な知見に立った相談・指導等は、成果を上げており、「全く相談できていない」率は減少傾向にあります。今後は、学校内にとどまらず、学校外の支援施設、例えば教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等との連携・情報共有を積極的に行い、**長期的な視点に立って、継続して関わり続け、当該児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添う体制を整えていくことが大切です**。



## 不登校児童・生徒数の減少に向けては、 未然防止および早期発見・初期対応の取組が重要です



H28年度、新たに不登校になった児童・生徒数を学年別に見ると、中学校1年で急増しています。このことから、小学校時代に休みがちだった児童が、中学校へ進学する際に、必要な情報を小学校から中学校へ適切に引き継ぐことが大切です。

また、新たな不登校児童・生徒を生まないことが、全体数の減少につながります。そのため、新たな不登校を生まない未然防止および早期発見・初期対応の取組の充実を図ることが必要です。

早期発見・初期対応として、学級では、まずは欠席した児童・生徒に対し、「**1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！**」を合言葉に、積極的に関わる必要があります。

そして「**月3日程度欠席する児童・生徒**」の状況を、教育相談コーディネーターをはじめ、学校全体で把握し、当該児童・生徒につながるのがある学年職員や養護教諭、クラブ・部活動の顧問等を中心に、丁寧な対応に努めることが大切です。また、休みがちな児童・生徒が登校してきた際には、多くの教職員で温かい声掛けに努めるなど、担任だけで抱え込まない、「**チーム学校**」の体制づくりが大切です。

## 「魅力ある学校づくり」をめざしましょう

不登校の未然防止を図るためには、学校生活のあらゆる場面で、一人ひとりに**活躍の場や役割を用意**したり、「**わかる授業**」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「**居場所づくり**」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「**絆づくり**」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「**魅力ある学校づくり**」に取り組むことが大切です。

また、次に掲げる「**長期欠席（不登校）対応・対策の基本**」を日頃から意識して、児童・生徒の変化に気付き、積極的に関わりましょう。

### ～長期欠席（不登校）対応・対策の基本～

- \* 学校生活のあらゆる場面で全ての児童・生徒の出番や役割を用意したり、児童・生徒同士の豊かな人間関係づくりを後押ししたり、授業改善に努めるなどの「**未然防止の取組**」。
- \* 休み始めの段階で、電話連絡や家庭訪問、登校した際の多くの教員からの声かけなど、新たな長期欠席（不登校）を生まないためのきめ細かな支援を行う「**早期発見・初期対応**」。
- \* 長い期間登校できない児童・生徒に対しては、焦らせず、将来の社会的自立を見据え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係の専門機関、フリースクール等と連携しながら、家庭訪問や別室登校を通じて粘り強く行う「**継続的な支援**」。



## ～すべての教職員へ～

### 3日連続の欠席への対応は登校支援の第1歩 初期対応の合い言葉「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」

#### こんな様子が見られたら・・・ チェックリスト

##### [健康面]

- 体調不良での遅刻、早退が多くなってきた。
- 理由は問わず、月3日以上欠席があった。
- それほどの体調不良でもないのに、保健室へ行く事が多くなった。
- 給食（昼食）の量が以前より著しく減少または増加した。

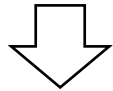
##### [学習面]

- 学習意欲が低下してきた。
- 特定の教科の授業がある日に欠席・欠課が繰り返される。

##### [人間関係]

- 友達と離れ、一人でいることが多くなってきた。
- 登校しても教室以外で過ごすことが多くなってきた。
- 友だちにからかわれたり、仲間はずれにされたりしている様子が見られる。

すぐに本人・保護者に様子を聞いてみましょう



「〇〇な様子が見られたのですが、家庭ではどうですか？」  
・・・用件は簡潔に

#### Point 1 電話連絡

- \* 家庭の事情を考慮し、望ましい時間帯に連絡しましょう。  
(教員にとって常識的な時間が良いとは限りません)
- \* 保護者の顔をイメージしながら、保護者の訴えに耳を傾けましょう。
- \* 保護者を不安にさせないように、学校でできることをいくつか伝えましょう。  
(例えば、朝、迎えに行きましようか?等)
- \* 保護者や子どもの負担にならない範囲で連絡しましょう。
- \* 子どもが電話に出られない時は、保護者をとおして、担任からのメッセージを伝えましょう。

#### 教師に望まれる、不登校の子どもへの理解の姿勢

不登校は問題行動ではありません。子どもの気持ちに寄り添った対応をしましょう！

- \* 不登校は「甘え」や「怠け」でも  
また、「弱いから」でもありません。
- \* 「本当は楽しく学校に行きたい。  
でも行けないから困っている。」という  
気持ちを支えましょう。
- \* 「不登校の〇〇さん」ではありません。  
「〇〇さん本人」と会い、内面の辛さや  
苦しさを理解しましょう。

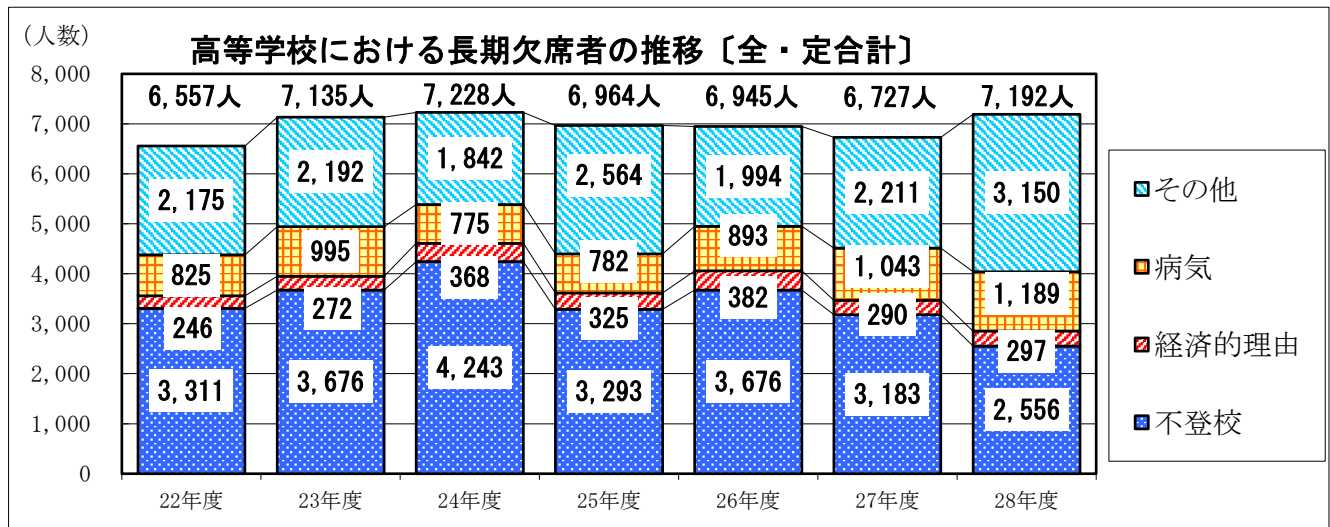
#### Point 2 担任として心がけたいこと

- \* 自分の心身の負担感を保護者に言わない。
- \* 自分だけで解決しようとせず、  
周囲の援助を拒まない。
- \* 一つの方法論や偏った考え方に固執しない。
- \* 自分の能力や資質を否定しない。

#### Ⅳ 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

不登校生徒数は減少しましたが、  
長期欠席者数全体は増加しました

理由別長期欠席者数の推移 [神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計【人】]



欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んでいます。

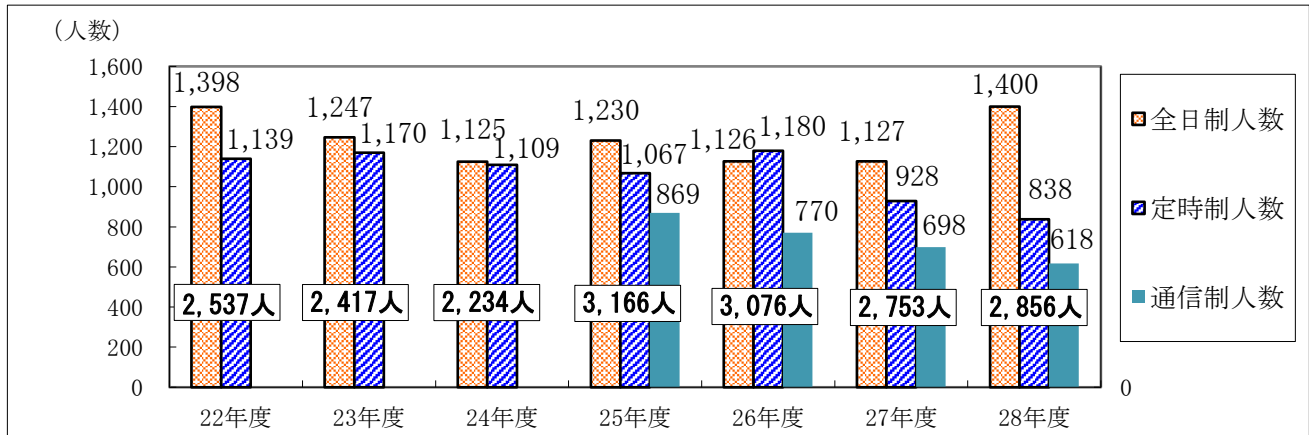
公立高等学校における長期欠席者数については、7,192人となり、前年度より465人増加しました。うち不登校生徒数は、2,556人（長期欠席者の35.5%）で、前年度より627人減少しました。

長期欠席者数が増加した背景としては、「その他」の理由が増加していることから、生徒を取り巻く様々な要因が重なったためと捉えています。長期欠席者数の減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援が必要と考えています。

#### Ⅴ 中途退学者について（公立高等学校）

全日制において、中途退学者数が増加しました

公立高等学校における中途退学者数の推移 [全日制・定時制・通信制別] 【人】



退学者率 [%]	年度							
	全日制	1.16	1.03	0.91	0.99	0.88	0.87	1.07
	定時制	13.12	12.86	11.86	11.46	12.72	10.72	10.34
通信制	—	—	—	15.02	14.61	14.35	14.39	

中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

公立高等学校全体における中途退学者数は、2,856人でした（全日制は273人増加、定時制は90人減少、通信制は80人減少）。中途退学者率については、全日制は上昇、定時制は下降、通信制はほぼ横ばいでした。

全日制において、特に1学年の中途退学者数が増加していることから、入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、支援・指導につなげていくことが必要と考えています。

## ○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- ① 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
  - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
  - ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
  - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
  - ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
  - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
  - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
  - ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
  - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
  - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
  - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
  - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
  - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
  - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
  - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
  - ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
  - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
  - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
  - ・ トイレのドアを故意に壊した
  - ・ 補修を要する落書きをした
  - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
  - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
  - ・ 他人の私物を故意に壊した
  - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象としています。

## ○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行ってください。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにしてください。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## ○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」をいいます。

### ○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

### ○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できない。

「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

## VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

### 1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

▲減少

	平成28年度				平成27年度				平成28、27年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,861	1,476	<b>4,337</b>	16.6	2,080	1,826	<b>3,906</b>	14.8	781	▲ 350	<b>431</b>	1.8
川崎市	191	221	<b>412</b>	4.1	106	202	<b>308</b>	3.0	85	19	<b>104</b>	1.0
相模原市	423	320	<b>743</b>	14.0	350	365	<b>715</b>	13.4	73	▲ 45	<b>28</b>	0.6
横須賀市	184	212	<b>396</b>	13.6	123	177	<b>300</b>	10.0	61	35	<b>96</b>	3.6
湘南三浦	211	350	<b>561</b>	7.2	73	287	<b>360</b>	4.6	138	63	<b>201</b>	2.6
県央	426	411	<b>837</b>	12.7	418	396	<b>814</b>	12.2	8	15	<b>23</b>	0.4
中	84	195	<b>279</b>	6.3	86	209	<b>295</b>	6.6	▲ 2	▲ 14	▲ <b>16</b>	▲ 0.3
県西	79	114	<b>193</b>	7.7	53	134	<b>187</b>	7.3	26	▲ 20	<b>6</b>	0.4
神奈川県	4,459	3,299	<b>7,758</b>	11.8	3,289	3,596	<b>6,885</b>	10.4	1,170	▲ 297	<b>873</b>	1.4

### 2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成28年度				平成27年度				平成28、27年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,985	791	<b>3,776</b>	14.4	1,343	509	<b>1,852</b>	7.0	1,642	282	<b>1,924</b>	7.4
川崎市	1,165	231	<b>1,396</b>	13.7	661	147	<b>808</b>	8.0	504	84	<b>588</b>	5.8
相模原市	1,311	499	<b>1,810</b>	34.0	875	513	<b>1,388</b>	25.9	436	▲ 14	<b>422</b>	8.1
横須賀市	253	151	<b>404</b>	13.9	240	160	<b>400</b>	13.3	13	▲ 9	<b>4</b>	0.5
湘南三浦	594	549	<b>1,143</b>	14.7	225	375	<b>600</b>	7.7	369	174	<b>543</b>	7.0
県央	1,349	443	<b>1,792</b>	27.1	683	424	<b>1,107</b>	16.6	666	19	<b>685</b>	10.5
中	2,641	573	<b>3,214</b>	72.8	848	291	<b>1,139</b>	25.4	1,793	282	<b>2,075</b>	47.4
県西	309	218	<b>527</b>	21.0	155	133	<b>288</b>	11.2	154	85	<b>239</b>	9.7
神奈川県	10,607	3,455	<b>14,062</b>	21.3	5,030	2,552	<b>7,582</b>	11.4	5,577	903	<b>6,480</b>	9.9



3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校を除く） ※は1,000人あたりの人数

		平成28年度 長期欠席				平成27年度 長期欠席				平成28、27年度比較 長期欠席			
		計	不登校	病気	その他	計	不登校	病気	その他	計	不登校	病気	その他
		横浜市	小	2,040	1,191	470	379	2,090	1,029	520	541	▲ 50	162
	中	3,312	2,868	375	69	2,994	2,338	365	291	318	530	10	▲ 222
	合計	5,352	4,059	845	448	5,084	3,367	885	832	268	692	▲ 40	▲ 384
	※	20.4	15.5			19.3	12.8			1.2	2.7		
川崎市	小	726	378	189	159	724	293	192	239	2	85	▲ 3	▲ 80
	中	1,417	1,116	171	130	1,243	980	162	101	174	136	9	29
	合計	2,143	1,494	360	289	1,967	1,273	354	340	176	221	6	▲ 51
	※	21.1	14.7			19.5	12.6			1.7	2.1		
相模原市	小	390	214	107	69	350	169	82	99	40	45	25	▲ 30
	中	821	721	47	53	776	652	67	57	45	69	▲ 20	▲ 4
	合計	1,211	935	154	122	1,126	821	149	156	85	114	5	▲ 34
	※	22.8	17.6			21.0	15.3			1.7	2.2		
横須賀市	小	316	158	105	53	283	127	102	54	33	31	3	▲ 1
	中	683	547	111	25	589	480	95	14	94	67	16	11
	合計	999	705	216	78	872	607	197	68	127	98	19	10
	※	34.3	24.2			29.1	20.2			5.2	4.0		
湘南三浦	小	645	291	180	174	576	238	172	166	69	53	8	8
	中	1,137	778	190	169	1,094	730	182	182	43	48	8	▲ 13
	合計	1,782	1,069	370	343	1,670	968	354	348	112	101	16	▲ 5
	※	22.9	13.8			21.4	12.4			1.5	1.3		
県央	小	609	239	259	111	509	221	149	139	100	18	110	▲ 28
	中	1,161	835	244	82	1,015	713	172	130	146	122	72	▲ 48
	合計	1,770	1,074	503	193	1,524	934	321	269	246	140	182	▲ 76
	※	26.8	16.3			22.9	14.0			3.9	2.2		
中	小	449	168	210	71	387	134	146	107	62	34	64	▲ 36
	中	757	478	212	67	610	418	124	68	147	60	88	▲ 1
	合計	1,206	646	422	138	997	552	270	175	209	94	152	▲ 37
	※	27.3	14.6			22.2	12.3			5.1	2.3		
県西	小	234	126	77	31	206	108	55	43	28	18	22	▲ 12
	中	357	284	49	24	360	281	49	30	▲ 3	3	0	▲ 6
	合計	591	410	126	55	566	389	104	73	25	21	22	▲ 18
	※	23.5	16.3			22.0	15.2			1.4	1.1		
神奈川県	小	5,409	2,765	1,597	1,047	5,125	2,319	1,418	1,388	284	446	179	▲ 341
	中	9,645	7,627	1,399	619	8,681	6,592	1,216	873	964	1,035	183	▲ 254
	合計	15,054	10,392	2,996	1,666	13,806	8,911	2,634	2,261	1,248	1,481	362	▲ 595
	※	22.8	15.8			20.8	13.4			2.0	2.3		

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

## Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

### 1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

#### (1) 調査結果の概要（詳細データは概要2のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は8,195件と前年度より増加（前年度より918件増加）

イ 校種別内訳では、

小学校	4,459件	増加	前年度より1,170件増加
中学校	3,299件	減少	前年度より299件減少
高等学校	437件	増加	前年度より47件増加

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	899件	増加	前年度より6件増加
生徒間暴力	5,565件	増加	前年度より848件増加
対人暴力	168件	増加	前年度より82件増加
器物損壊	1,563件	減少	前年度より18件減少

オ 加害児童・生徒数は、（実人数）

小学校	3,220人	増加	前年度より870人増加
中学校	2,792人	減少	前年度より180人減少
高等学校	509人	増加	前年度より31人増加

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童・生徒数（延べ人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	346	459	544	739	717	767	1,233	990	927
学 年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	280	165	90						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

○該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数<実人数>に占める割合）

小学校	136人（4.2%）	増加	前年度より38人増加
中学校	44人（1.6%）	増加	前年度より2人減少

○該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,354件（30.4%）	増加	前年度より348件増加
中学校	292件（8.9%）	減少	前年度より16件減少

#### (2) 調査結果の捉え

◎暴力行為の発生件数が増加している。中学校では平成20年度をピークにその後、減少傾向が続いているが、小学校では2年連続で増加が顕著であった。特に小学校での生徒間暴力の増加が著しいが、これはこれまで以上に教職員の意識が高まり、子どもたちのふざけあいから発展したような小さな暴力も、暴力行為として丁寧に指導する取組が一段と進んだことが要因の一つと考えられる。今後も、児童指導担当教員や教育相談コーディネーターを中心に、学校全体で組織的な対応をしていくことが必要である。

◎暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数、発生件数は、小学校では増加し、中学校では減少している。暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、毅然とした対応とともに、人間関係づくりや適切なトラブルの解決方法を身に付けさせる指導や、人権意識を高め自分の行為に対してしっかりと向き合う指導も必要である。さらに、当該児童・生徒が意欲をもって活動できる場の用意や、個別の学習支援等、様々な視点から生徒の意欲の向上や居場所づくり、自己肯定感の醸成等につながる指導をしていくことも大切である。今後も早い段階から関係機関と連携し、継続的に指導・支援を行っていく必要がある。

## 2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）

### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は14,375件（前年度より6,459件増加）

#### イ 校種別の内訳

小学校	10,607件	増加	前年度より5,577件増加
中学校	3,459件	増加	前年度より905件増加
高等学校	199件	減少	前年度より27件減少
特別支援学校	110件	増加	前年度より4件増加

#### ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	10	20	3	2
いじめを認知した学校数に占める割合（％）	1.2	5.0	4.1	9.5

#### エ いじめの現在の状況（平成27年度末時点）

「解消している割合」は認知件数全体の81.3%で、前年度より4.4ポイント上昇した。

#### オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（\* 特別支援学校を除く）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	1,249	1,624	1,783	1,982	1,990	1,979	1,725	1,154	580
学 年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	110	56	33						

#### カ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 8,741件（60.8%）
- ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 2,704件（18.8%）
- ③仲間はずれ、集団による無視をされる。 2,086件（14.5%）
- ④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 924件（6.4%）
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 883件（6.1%）

#### キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（回答の多いものと回答した割合）

- ①いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った。 1,458校（97.1%）
- ②スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。 1,366校（91.0%）
- ③学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るように努めた。 1,335校（88.9%）
- ④道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 1,314校（87.5%）
- ⑤学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 1,309校（87.2%）

#### ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（回答の多いものと回答した割合）

①アンケート調査の実施	1,490校 (99.3%)
②個別面談の実施	1,196校 (79.7%)
③家庭訪問の実施	871校 (58.0%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数(校)	13	8	2	0	23
重大事態発生件数(件)	13	9	2	0	24
うち、第28条第1項第1号	3	6	1	0	10
うち、第28条第1項第2号	12	6	1	0	19

\*いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)
県	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
市町村	30	91	3	9	0	0	0	0	33	100

(2) 調査結果の捉え

◎前年度より多くのいじめを認知している。この要因の一つとして、国によるいじめの認知に関する考え方の周知・徹底が図られているとともに、各学校において職員会議等で校内研修の取組も充実していることから、いじめに対しての教職員の意識が高まり、日頃から積極的にいじめの早期発見に努めた結果と考えられる。

◎いじめの様態についてもっとも回答が多かったものは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」(60.8%)であった。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

◎いじめの認知件数の増加とともに、いじめの解消率も上がってきている。各学校で早期に認知したいじめに対して、すみやかに適切な指導と支援がなされた結果と捉える。ただ、解消が図られた場合であっても、当該児童・生徒に対しては日常的に注意深く観察する必要がある。

\*平成27年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめ改善率」としていたが、平成28年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなどの調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

### 3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

#### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.14～22）

ア 長期欠席児童・生徒数は**15,081人**（前年度より1,249人増加）

出現率は2.29%（前年度より0.21ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	長期欠席児童数	5,409人（前年度より284人増加）
	出現率	1.20%（前年度より0.07ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	9,672人（前年度より965人増加）
	出現率	4.65%（前年度より0.50ポイント上昇）

イ 理由別長期欠席者数

**病気**は**2,998人**（前年度より363人増加）

出現率は0.45%（前年度より0.05ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	1,597人（前年度より179人増加）
	出現率	0.35%（前年度より0.04ポイント上昇）
中学校	生徒数	1,401人（前年度より184人増加）
	出現率	0.67%（前年度より0.09ポイント上昇）

**経済的理由**は**2人**（前年度より18人減少）

出現率は0.00%（前年度より増減なし）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	0人（前年度より4人減少）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	2人（前年度より14人減少）
	出現率	0.00%（前年度より0.01ポイント下降）

**不登校**は**10,417人**（前年度より1,481人増加）

出現率は1.58%（前年度より0.24ポイント増加）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	2,765人（前年度より446人増加）
	出現率	0.61%（前年度より0.10ポイント上昇）
中学校	生徒数	7,652人（前年度より1,035人増加）
	出現率	3.68%（前年度より0.52ポイント上昇）

**その他**は**1,664人**（前年度より577人減少）

出現率は0.25%（前年度より0.09ポイント下降）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	1,047人（前年度より337人減少）
	出現率	0.23%（前年度より0.07ポイント下降）
中学校	生徒数	617人（前年度より240人減少）
	出現率	0.30%（前年度より0.11ポイント下降）



【その他】のうち、「不登校」の要因を含んでいる者は386人（前年度より103人減少）  
出現率は0.06%（前年度より0.01ポイント下降）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数 148人（前年度より133人減少）
	出現率 0.03%（前年度より0.03ポイント下降）
中学校	生徒数 238人（前年度より30人増加）
	出現率 0.11%（前年度より0.01ポイント上昇）

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	51.1%（前年度より5.9ポイント上昇）
中学校	79.1%（前年度より3.1ポイント上昇）
小・中合計	69.1%（前年度より4.5ポイント上昇）

エ 小中学校 不登校児童・生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	145	229	355	496	682	858	1,943	2,748	2,961

オ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

年間 30日～ 89日の欠席	4,227人（全体の40.6%）
年間 90日以上欠席	6,190人（全体の59.4%）
年間出席日数が10日以下	1,240人（全体の11.9%）
年間出席日数が0日	369人（全体の 3.5%）

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	33.0%（前年度より8.6ポイント下降）
中学校	28.8%（前年度より7.3ポイント下降）

② 指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	18.9%（前年度より1.9ポイント下降）
中学校	20.4%（前年度より6.8ポイント下降）

①②を合わせた「改善率」

小学校	51.9%（前年度より10.5ポイント下降）
中学校	49.2%（前年度より14.1ポイント下降）
小・中合計	49.9%（前年度より13.2ポイント下降）

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

○小学校（上位項目のみ）（不登校児童総数に占める割合）

- ① 教育センター等教育委員会所管の機関（教育支援センターを除く） 323人（11.7%）
- ② 病院、診療所 206人（7.5%）
- ③ 教育支援センター（適応指導教室） 175人（6.3%）

○中学校（上位項目のみ）（不登校生徒総数に占める割合）

- |                                  |      |         |
|----------------------------------|------|---------|
| ① 教育支援センター(適応指導教室)               | 838人 | (11.0%) |
| ② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> | 447人 | (5.8%)  |
| ③ 病院、診療所                         | 410人 | (5.4%)  |

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童・生徒数に対する）

- |       |                     |       |                   |
|-------|---------------------|-------|-------------------|
| 小学校   | 878人（前年度より236人減少）   | 31.8% | （前年度より16.2ポイント下降） |
| 中学校   | 2,074人（前年度より96人減少）  | 27.1% | （前年度より5.7ポイント下降）  |
| 小・中合計 | 2,952人（前年度より332人減少） | 28.3% | （前年度より8.5ポイント下降）  |

## （2）調査結果の捉え

◎長期欠席全体の人数は増加している。なかでも、「不登校」の分類は、大きく増加した。なお、「その他」の分類のうち、「不登校」要因を含んでいる者は、103人減少して、386人となっている。要因の一つとして、平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動と捉えず、環境によっては誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うようになったことが考えられる。

◎欠席日数別不登校児童・生徒の状況は、年間30日～89日の欠席が全体の40.6%を占めることから、学校ではこの段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、その要因や背景を把握するとともに、個々に応じた支援の方針を定め、保護者とともにチームで支援にあたるのが有効であると考えられる。

◎不登校児童・生徒の改善率\*は、「登校に至る」「好ましい変化」の合計で捉えると、前年度より13.2ポイント減少し49.9%となっている。これは、多様な要因や背景により、不登校の改善が難しくなっているあらわれと捉えられる。学校では、不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向け、市町村が設置する教育支援センターや民間のフリースクール等と連携しながら、保護者とともに、あせらず、粘り強く、チームで継続的な支援をしていくことが大切である。特に、個々の状況に応じた多様な学習の機会や場が提供できるよう、環境の整備に努める必要がある。

\*不登校の改善率

不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合

#### 4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

##### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.23～30）

ア 長期欠席生徒数は7,192人（前年度より465人増加）

長期欠席出現率は5.17%（前年度より0.31ポイント上昇）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	4,445人（前年度より618人増加）
	長期欠席出現率	3.39%（前年度より0.44ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	2,747人（前年度より153人減少）
	長期欠席出現率	33.81%（前年度より0.33ポイント上昇）

イ 不登校生徒数は2,556人（前年度より627人減少）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 1.84%（前年度より0.46ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,686人（前年度より322人減少）
	出現率	1.29%（前年度より0.26ポイント下降）
定時制	不登校生徒数	870人（前年度より305人減少）
	出現率	10.71%（前年度より2.85ポイント下降）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 270人 10.56%  
（前年度より9人減少 1.79ポイント上昇）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 776人 30.36%  
（前年度より50人増加 7.55ポイント上昇）

##### （2）調査結果の捉え

◎全日制における不登校生徒数は減少しているが、長期欠席生徒数が増加している。その背景として、長期欠席の理由別内訳の「その他」が増加していることから、生徒を取り巻く様々な要因が重なったことが考えられる。

◎定時制における不登校生徒出現率が高いことについては、中学時より不登校となっていた生徒を定時制が受け入れているためと考えられる。

◎長期欠席生徒や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方、外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の構築を図っていく必要がある。

◎長期欠席生徒数の減少にむけて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援も必要である。

\* 「その他」は、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。

\* 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者

## 5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.31～34）

ア 中途退学者数は2,856人（前年度より103人増加）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,400人（前年度より273人増加）
	中途退学率	1.07%（前年度より0.20ポイント上昇）
定時制	中途退学者数	838人（前年度より90人減少）
	中途退学率	10.34%（前年度より0.38ポイント下降）
通信制	中途退学者数	618人（前年度より80人減少）
	中途退学率	14.39%（前年度より0.04ポイント上昇）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	529人・37.8%（前年度474人・42.1%）
	学校生活・学業不適合	523人・37.4%（前年度375人・33.3%）
	学業不振	198人・14.1%（前年度151人・13.4%）
定時制	進路変更	352人・42.0%（前年度368人・39.7%）
	学校生活・学業不適合	213人・25.4%（前年度239人・25.8%）
	仕事の多忙等その他の理由	135人・16.1%（前年度180人・19.4%）
通信制	仕事の多忙等その他の理由	549人・88.8%（前年度424人・60.7%）
	進路変更	47人・7.6%（前年度71人・10.2%）
	病気・けが・死亡	12人・1.9%（前年度5人・0.7%）

ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度1人）

### （2）調査結果の捉え

◎全日制において中途退学者数が増加している。特に1学年での中途退学者数が多いことを踏まえ、入学後の早い段階で生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、進路変更や学校生活・学業不適合等の理由により中途退学している生徒が多いことから学習意欲や通学意欲を高める指導・支援も必要である。

◎公立高等学校では中途退学者数を減少させるために、生徒が学校生活を継続し卒業をめざせるよう、職員がきめ細かな生徒指導・学習指導・教育相談等、様々な課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実を図っている。定時制において中途退学者数が減少しているのは、各学校における、こうした取組の効果が現れた結果と考えている。

◎不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援に向けて、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図ることが重要である。そのために、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、チーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供していく必要がある。

## 6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.35）

小学生0人、中学生3人、高校生15人、合計18人

### （2）調査結果の捉え

◎18人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、学校教育活動全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にす教育」の取組を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組をさらに強化することが重要である。

## 7 出席停止の状況（公立小・中学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.36）

小学生0件、中学生0件、合計0件

### （2）調査結果の捉え

◎平成28年度は出席停止の該当はなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が密接な連携や協力を図り、効果的な対応方法について検討することが重要である。

## 8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

### （1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.37～38）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関 43機関、教育相談員数451人、1機関あたり10.5人。

教育相談件数 56,654件

### （2）調査結果の捉え

◎暴力行為の発生件数や長期欠席者数が増加しており、関係機関と連携するなど、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を推進する必要がある。



## Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動や不登校等に対して、次のような取組の充実に努めている。

### <全般に関する取組>

#### ■ かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、プロジェクト等に取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

#### ■ 「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

#### ■ かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

#### ■ 「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

第1期 4～7月                      第2期 4～9月                      第3期 4～12月

#### ■ スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H29）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：63校を拠点として配置。全高等学校及び中等教育学校に対応。

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

#### ■ スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H29）小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 校：25校を拠点として配置。全県立学校に対応。

#### ■ 教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

#### ■ 相談窓口の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

#### ■ 学級経営支援事業（H27～）

小学校において、学級経営支援のため、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図っている。

### <いじめに関する取組>

#### ■ 「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を、県独自に毎年度実施している。

### <長期欠席に関する取組>

#### ■不登校相談会・進路情報説明会（H18～）

県・市町村教育委員会と県内各地のフリースクールやフリースペースとの連携・協働により、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、進路に見通しがもてるように情報提供し、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援している。

### 参考URL

#### <不登校に関する資料>

- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書」  
神奈川県教育委員会 平成21年5月 改定  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/521800.pdf>
- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」  
神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/521799.pdf>
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」  
神奈川県教育委員会 平成26年2月 改訂  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

#### <いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」  
神奈川県教育委員会 平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579717.pdf>
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」  
神奈川県教育委員会 平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579719.pdf>
- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」  
神奈川県教育委員会 平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579720.pdf>
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p678813.html>

#### <関係機関との連携等に関する資料>

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 2  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～  
「関係機関との連携支援モデル」  
神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」  
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成27年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/779892.pdf>
- ・「協働支援チーム宣言」  
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実  
神奈川県教育委員会 平成22年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>

- ・「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活再開」  
神奈川県教育委員会 平成27年7月 一部変更  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

#### <教育相談・学習支援等に関する資料>

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」  
神奈川県立総合教育センター 平成19年4月  
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q&A」  
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月  
[http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case\\_m.pdf](http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf)
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」  
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月  
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」  
神奈川県教育委員会 平成24年6月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

#### <自殺等に関する資料>

- ・「中高生の自殺予防に向けた ころサポートハンドブック」  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
文部科学省 平成22年3月  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm)

#### <体罰防止に関する資料>

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>